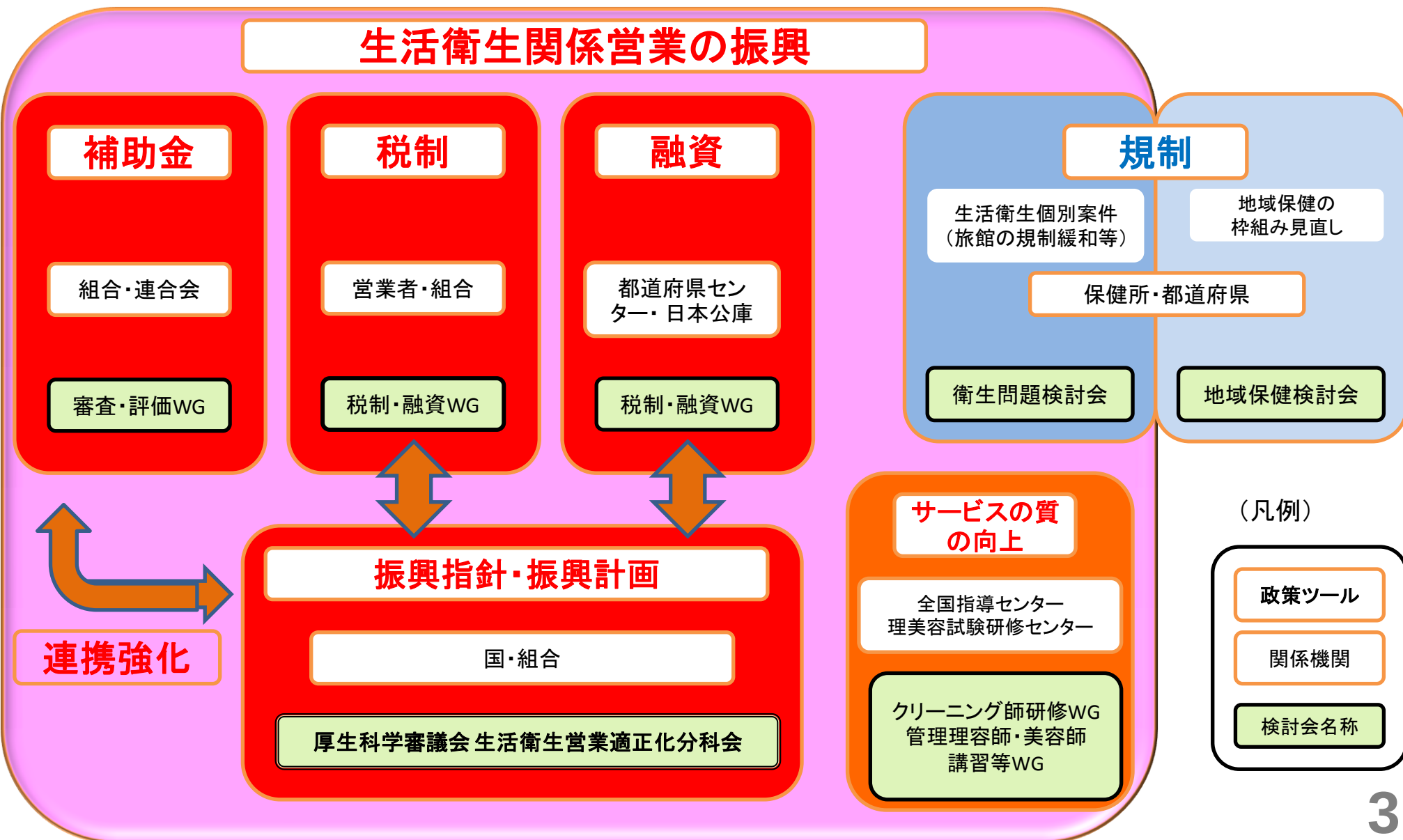


生活衛生関係営業税制の概要

1

生活衛生関係営業税制の体系

生活衛生関係営業の振興の体系



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年6月3日法律第164号) (抄)

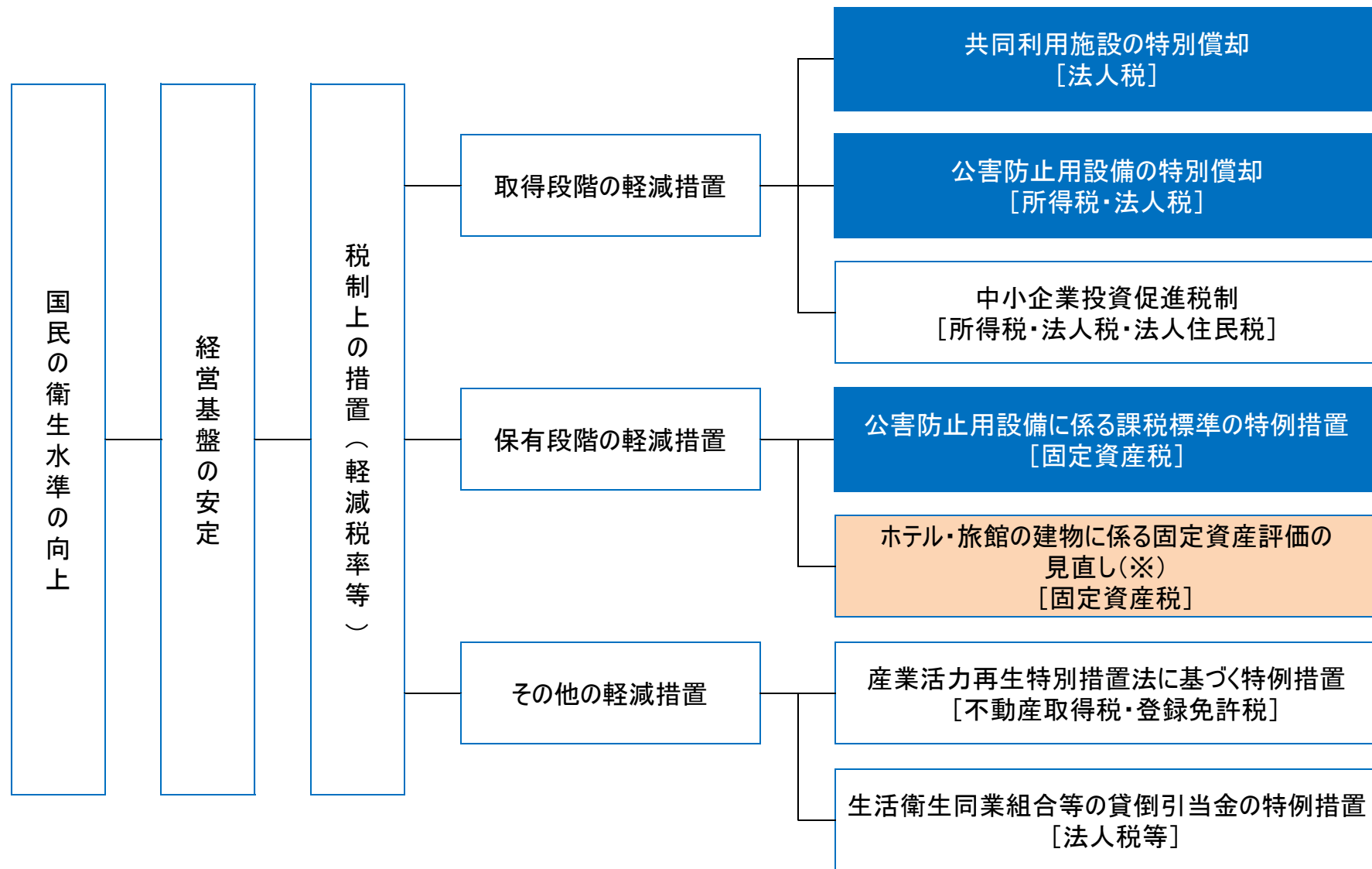
(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(減価償却の特例)

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

生活衛生関係営業税制の体系



※青色付けの項目（厚生労働省単独要望の項目）と「ホテル・旅館に係る固定資産評価の見直し」が本WGの検討の射程

※期限が設定されていない税制については便宜上割愛している（次頁以降掲載）

※「ホテル・旅館に係る固定資産評価の見直し」については、平成23年度税制改正大綱において引き続き検討することとされた

その他生活衛生関係営業税制① <期限が設定されていない税制>

1. 保険会社等の異常危険準備金【法人税・(法人住民税)】

出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合が生衛法の規定による責任準備金の積立によりあたり、保健又は共済に係る異常災害損失の補填にあたるため、異常危険準備金として積み立てたときは、当該年度の保険料収入の100分の40を限度として損金に算入する。

[根拠法令] 租税特別措置法 § 57条の5

2. 法人税 <非課税措置>

○理容師美容師試験研修センターにおける試験及び免許登録事業の非課税措置

【法人税・(法人住民税・事業税)】

[根拠法令] 法人税法施行令 § 5①三十ホ

○宗教法人法第4条第2項(宗教法人の定義)に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業に係る非課税措置

[根拠法令] 法人税法施行令 § 5①五二

3. 印紙税 <非課税措置>

○生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会が作成する出資証券

[印紙税法別表第一: 四、印紙税法施行令 § 25]

○株式会社日本政策金融公庫が作成した文書 [印紙税法別表第二]

その他生活衛生関係営業税制② <期限が設定されていない税制>

4. 地価税 <非課税措置>

○公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第二条に規定する公衆浴場の用に供されている土地等、墓地、埋葬等に関する法律第二条第五項に規定する墓地又は同条第七項に規定する火葬場の用に供されている土地等[地価税法 § 6⑤, 別表第一:二十三, 二十四]

○公益社団・財団法人、生活衛生同業組合・同連合会（非出資に限る）等が有する土地（ただし、定款等に定められた業務目的の用以外の用に供されている土地等及び定款等に定められた業務目的の用に供するための一定の利用計画のない未利用地等を除く）[地価税法 § 6②]

5. 法人住民税 <非課税措置> [S59.2.6自治省府県税課長・市町村税課長通知]

○全国生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生営業指導センターについて、その事業の公共性に鑑み収益事業を行わない限り、非課税]

6. 事業税

○非課税措置[地方税法 § 72の5①五]

非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業部分

○標準税率[地方税法 § 72の24の7]

出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合は特別法人とされ、標準税率は以下の通り

- | | |
|---------------------------|-------|
| ①所得のうち年 400万円以下の金額 | 5.0% |
| ②所得のうち年 400万円を超える金額及び清算所得 | 6.6 % |

その他生活衛生関係営業税制③ <期限が設定されていない税制>

7. 固定資産税

○非課税措置[地方税法 § 348④]

生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業組合中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫については非課税

○ 減免措置[地方税法 § 367]

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断により固定資産税を減免

○税額の軽減

従来の取扱いア)、イ)を考慮し、適宜軽減

[H12.4.1自治固第24号 自治省固定資産税課長通知]

ア) 公衆浴場の用に供する固定資産について、当該固定資産税に係る税額の2/3相当額の軽減

イ) 高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場(福祉浴場)については、これを1/6に軽減

その他生活衛生関係営業税制④ <期限が設定されていない税制>

8. 事業所税

○非課税措置

ア) 物価統制令の適用を受ける公衆浴場

[地方税法 § 701の34③四、地方税法施行令 § 56の25]

イ) 非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業

[地方税法 § 701の34②]

○軽減措置(税額の1/2を軽減)

ア) 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合が本来の事業の用に供する施設

[地方税法 § 701 の41①一]

イ) ホテル、旅館業の用に供する施設(風俗営業法第2条第6項第4号に規定するもの(モーテル、ラブホテル等)を除く)のうち、客室、宿泊客の利用する食堂、広間等

[地方税法 § 701の41①九、地方税法施行令 § 56の60]

2

共同利用施設の特別償却

共同利用施設の特別償却制度＜概要＞

概要

（本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。）

（特別償却）

生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%を特別償却

※共同利用施設：共同冷凍庫、研修施設、共同購入資材配送車両 等

[創設] 昭和55年（昭和54年環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律一部改正に伴う措置）

[要望経緯] 期限切れ毎に延長要望

[根拠法令] 租税特別措置法第44条の5、第68条の24

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5

政策目的

生衛業は国民生活に密着し、
大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所（全産業589万うち19.5%）
- ✓ 約667万人の雇用（全従業者5,844万のうち11.4%）



○事業収益の低迷や国内民需の減速
○大手チェーンストアの進出



政策税制（特別償却）

○協業化等による合理化・省力化の推進による生産性の向上



○経営基盤の安定 → 国民の衛生水準の向上

平成22・23年度税制改正大綱

1. 平成22年度税制改正大綱[平成21年12月22日閣議決定]

- ✓ 租税特別措置は**税負担の公平の原則の例外**
 - 正当化されるためには、適用の実態や効果が透明で分かりやすくする必要
- ✓ 適用実態がはっきりしないものや、**適用件数が非常に少ないもの**が散見される
- ✓ 税制における既得権益を一掃し、**租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進める必要**
 - **適用者数が比較的少ない措置(2桁台以下)**等については、特に厳格に判断する。

2. 平成23年度税制改正大綱[平成22年12月16日閣議決定]

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%(現行8%)に引き下げた上、その適用期限を1年延長します。

なお、本制度のあり方については、検討事項に明記します。

【検討事項】

共同利用施設の特別償却制度については、**現行制度の適用実績が極めて低調**であることに鑑み、**生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います。**

共同利用施設の概要

(1) 送迎用マイクロバス

○価格帯
・約500万円～
約900万円

(調査)
自動車製造メーカー
HPによる



旅館生活衛生同業組合で利用

(2) 会館

○価格
約7,300万円

(調査)
理容生活衛生同業
組合の事例



理容生活衛生同業組合で利用

(3) 自動洗髪機

○価格帯
・約100万円～
約150万円

(調査)
自動洗髪機製造メーカー
HPによる



美容生活衛生同業組合で利用

(4) 研修施設

○価格
約1,000万円

(調査)
美容生活衛生同業
組合の事例



美容生活衛生同業組合で利用

共同利用設備の概要

【表1】資金証明書添付により特利Cが適用される共同利用設備の一覧表

	飲食店営業	喫茶店営業	食肉販売業	食肉販売業	水産販売業
対象設備	- 共同冷凍庫 - 共同配送用保冷車両 - 研修施設 - 共同情報近代化設備 - 共同送迎用車両	- 共同冷凍庫 - 共同配送用保冷車両 - 研修施設 - 共同情報近代化設備	- 共同冷凍庫 - 共同配送用保冷車両 - 研修施設 - 共同食肉処理場 - 共同情報近代化設備	- 共同冷凍庫 - 共同配送用保冷車両 - 研修施設 - 共同食肉処理場 - 共同情報近代化設備	共同情報近代化設備
	理容業	美容室	興行場営業	旅館業	一般公衆浴場業
対象設備	- 研修施設 - 移動研修車 - 共同情報近代化設備	- 研修施設 - 移動研修車 - 共同情報近代化設備	- 研修施設 - 共同情報近代化設備	- 研修施設 - 共同スポーツ施設 - 共同情報近代化設備	共同情報近代化設備
	クリーニング業				
対象設備	- 共同特殊品処理工場 - 共同特殊品保管庫 - 共同購入資材配送用車両 - 研修施設 - 研究施設 - 共同情報近代化設備				

【表2】資金証明書添付により特利Cが適用される共同利用設備の概要

設備名	概要
共同冷凍庫	共同で利用する冷蔵庫及び大型冷凍庫。土地及び附帯設備を含む。冷凍倉庫のような建物も貸付対象となる。
共同配送用保冷車両	共同で利用する冷蔵装置付トラックなど保冷装置の付いた配送車両をいう。
研修施設	生活衛生関係営業に従事する者の技術の向上及び技能の修得のために必要な施設をいう。土地及び附帯設備を含む。
共同情報近代化設備	共同で使用することができる情報処理システムの設置又は整備に要する設備をいう。共同デビットカード関連機器を含む。 例：コンピューター、周辺機器、ネットワーク機器、情報処理プログラム（資産計上されるものに限る。）、情報通信機器
共同デビットカード関連機器	デビットカード・システムの設置又は同システムの運用に必要な機器をいう。 例：端末機（専用、クレジットカード等共用）、サーバー、ホストコンピューター、サーバー又はホストコンピュータに組込むプログラム、サーバー等へつなぐ電話回線・通信装置
共同送迎用車両	共同で利用する乗車定員6名以上の車両をいう。
共同食肉処理場	共同で使用する食肉処理場のことをいう。
共同食肉処理場	共同で使用する食肉処理場のことをいう。
移動研修車	共同で教育及び研修を巡回して行うために必要な施設設備を備えた車両をいう。
共同スポーツ施設	共同事業に参加している組合員の本来の営業にかかる利用者（旅館業の宿泊客等）が主として利用する施設であって、共同利用にかかるテニスコート、プール等をいう。土地及び附帯設備を含む。 なお、当該施設が一般の不特定多数の者を対象とし、独立した事業として運営されるものであるときは、ここでいう共同スポーツ施設には該当しない。
共同特殊品処理工場	毛皮、皮革、じゅうたん等の特殊品をクリーニングするための工場をいう。土地、附帯設備及び配送用車両を含む。
共同特殊品保管庫	毛皮、皮革等の特殊品を保管するための定温・定湿設備を有する施設をいう。土地、附帯設備及び配送用車両を含む。
共同購入資材配送用車両	共同購入した資材を生活衛生関係営業業者に配送するための配送用車両をいう。

イ その他に特利が適用されるもの

業 種	設 備 名	貸付利率	摘 要
一般公衆浴場業	共同重油貯蔵所	特利C	—
クリーニング業	産業廃棄物共同集積施設	特利C	土地、運搬車両を含む。

(5) その他の貸付条件

一般貸付に同じ（40頁参照）。

共同利用施設適用実績①

平成5年度～21年度「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用実績

	対象施設数	特別償却設備取得額 (百万円)	特別償却額 (百万円)	減税額 (百万円)
平成5年度	2	69	5.5	1.2
	研修施設(理容)1件、共用管理施設(旅館)1件			
平成6年度	2	69	5.5	1.2
	研修施設(美容)1件、共同工場(クリーニング)1件			
平成7年度	1	3	0.2	0.1
	資材配送車両(美容)1件			
平成8年度	1	66	5.3	1.2
	事務所兼研修施設(美容)1件			
平成9年度	2	3	0.2	0.1
	教材運搬用車両(美容)1件、送迎用車両(クリーニング)1件			
平成10年度	5	15	1.2	0.3
	送迎用バス(旅館)1件、資材配送車両(美容)4件			
平成11年度	0	0	0.0	0.0
平成12年度	2	66	5.3	1.2
	会館(理容)1件、送迎用バス(旅館)1件			
平成13年度	2	22	1.8	0.4
	自動洗髪機(美容)1件、研修施設(美容)1件			
平成14年度～ 平成21年度	利用実績なし			

共同利用施設適用実績②

平成22年度「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用見込み

(1) 共同購入車両(〇〇県〇〇生活衛生同業組合)

平成22年4月車両取得、平成22年5月供用開始
[特別償却設備取得額] 2.4百万円
[車種] 普通貨物自動車



※共同購入資材(溶剤、石鹼、
包装材、ハンガー等)の組合員へ
の配送に利用

(2) 共同駐車場(〇〇県〇〇生活衛生同業組合)

平成22年5月供用開始
[特別償却設備取得額] 7百万円
[設置場所] 〇〇県〇〇市

平成23年度以降「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用見込み

(1) 〇〇研修施設(〇〇県〇〇生活衛生同業組合)

平成25年3月供用開始(予定)
[特別償却設備取得額] 200百万円
[設置予定地] 〇〇県〇〇市

(2) 〇〇研修施設(〇〇県〇〇生活衛生同業組合)

平成26年以降供用開始(予定)
[特別償却設備取得額] 80百万円
[設置予定地] 〇〇県〇〇市〇〇町

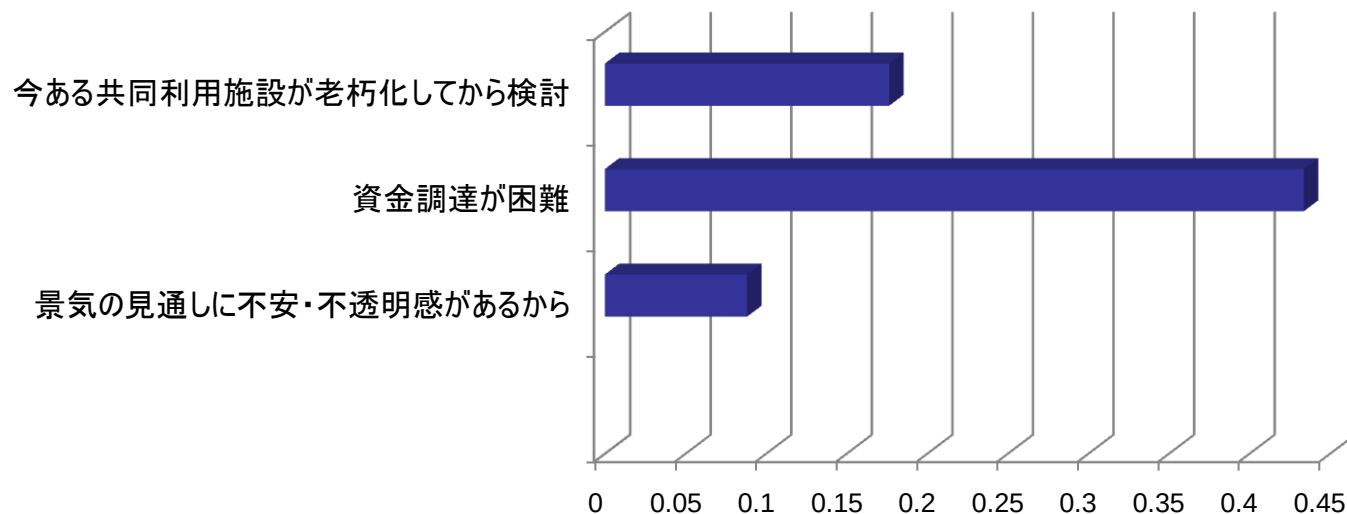
共同利用施設の設備投資動向

共同利用施設に関するアンケート（厚生労働省健康局生活衛生課平成22年9月調査）

○平成22年9月に実施したアンケートによれば、生活衛生同業組合は**設備投資(共同利用施設取得)意欲はあるものの**、厳しい景気動向や資金調達が難しく、**新規の設備投資を見合わせざるを得ない状況**もあることが伺えた。

○ただし、設備投資動向は上向きであり、今後の支出余力に伴い、共同利用施設の取得が見込まれることから、**事業の共同化・協業化促進の観点から本税制の延長を強く望んでいる**。

共同利用施設へ設備投資をしない理由



2

公害防止用設備の特例措置

公害防止用設備の特例措置＜概要＞

概要＜所得税・法人税＞

（本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。）

（特別償却）

クリーニング事業者が公害防止用設備を取得した場合に取得価額の8%を特別償却

※公害防止用設備
300万円以上の

- ①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機（内蔵型）
- ②フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機（フッ素溶剤型）

[創設] 平成5年

[要望経緯] 期限切れ毎に延長要望

[根拠法令] 租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16

概要＜固定資産税＞

クリーニング事業者が所有する公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準を特例措置（固定資産税の課税標準を1／3に軽減）

※公害防止用設備

- ①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置（外付け型）
- ②テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機（内蔵型）

[創設] 平成9年

[要望経緯] 期限切れ毎に延長要望（平成22年に地下水浄化施設の特例措置を廃止）

[根拠法令] 地方税附則第15条第2項

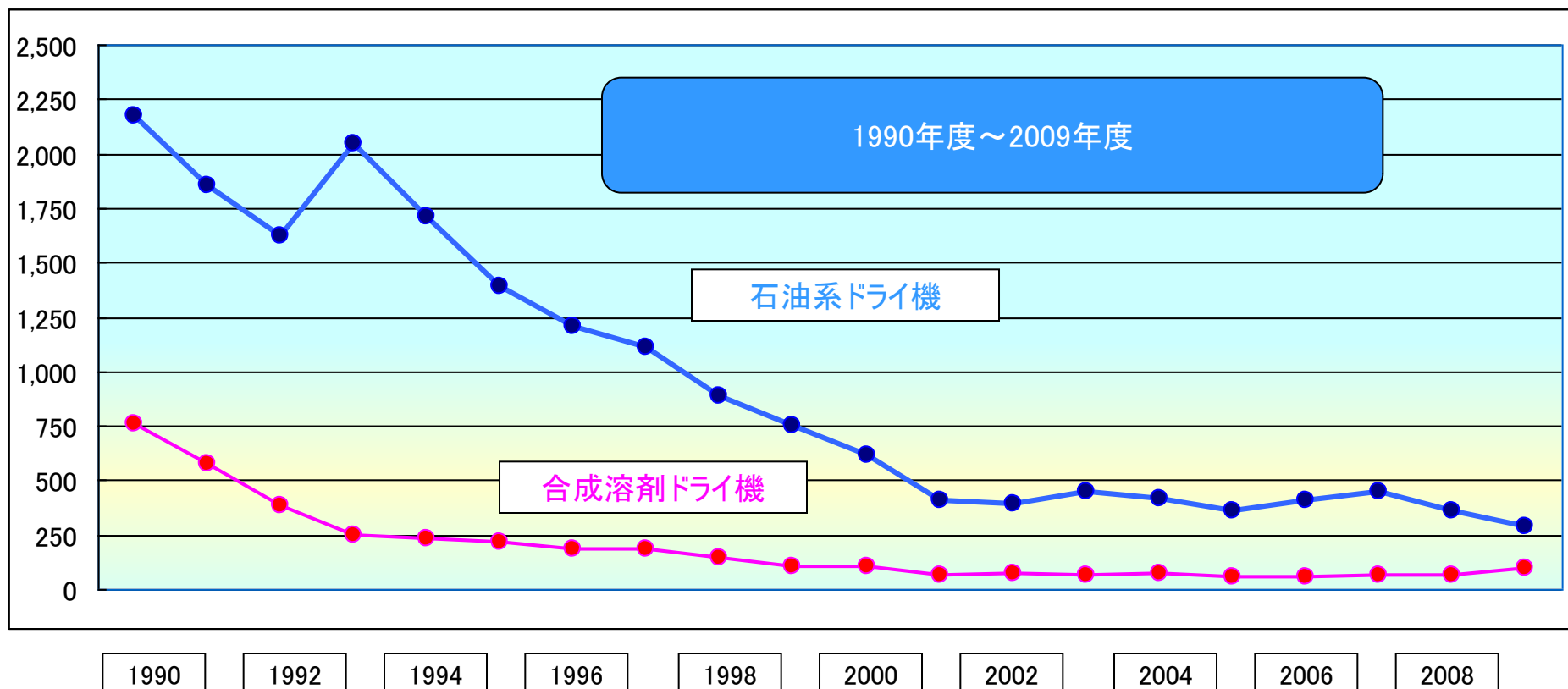
ドライクリーニング機市況について

○クリーニング市場の縮小傾向や景気悪化の影響を受けて、クリーニング関連機器の販売数量は低迷

＜合成溶剤ドライ機出荷台数＞

- ・平成19年度(61台) ・平成20年度(63台)
- ・平成21年度(95台) ・平成22年度(54台)

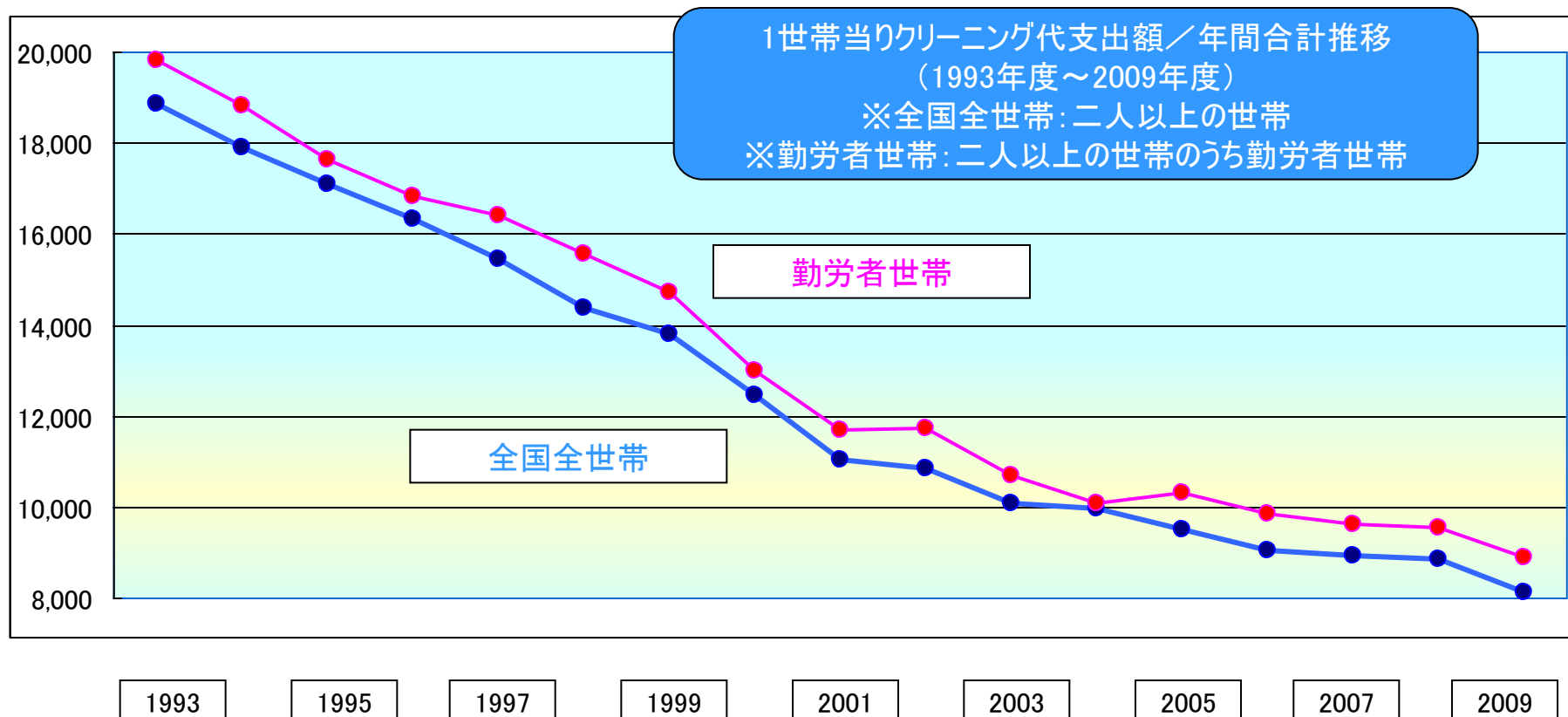
社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会 機械出荷統計



クリーニング市場動向について

- 2009年の勤労者世帯のクリーニング代は8,863円で、1993年(19,826円)から連続して減少
- 長引く不況で節約志向が強まり、以前はクリーニングに出していたブラウスやズボンなどを、自分で洗濯する家庭が増えたことが主因。
- 家電メーカーは、高機能の洗濯機やアイロンを相次ぎ投入
- クールビズなど服装のカジュアル化や「形状記憶」タイプのシャツの普及も一因

総務省統計局「家計調査報告」



ドライクリーニング溶剤について

引火性溶剤			非引火性溶剤	
		引火点		
石油系溶剤(炭化水素)		38℃以上	塩素系溶剤	テトラクロロエチレン
シリコン系 溶剤	環状	77℃	フッ素系 溶剤	HCFC-225
	鎖状	64℃		HFC-365mfc
その他	d-リモネン	48℃		HFC-43-10mee
	グリコールエーテル	100℃	臭素系溶剤	1-ブロモプロパン

①石油系溶剤

- ・衣料乾燥に高温と時間を要するため、風合い、生産性で問題にされやすい

②テトラクロロエチレン(パーク)

- ・短時間で洗浄、乾燥ができ、生産性が高い反面、樹脂を溶かしやすく、風合いが硬くなりやすい
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の第2種特定化学物質に指定されており、取扱いや環境保全対策が必要

③HCFC-225

- ・2020年で製造禁止

④HFC-365mfc

- ・オゾン破壊係数はゼロ、・地球温暖化係数は小さい、・実用上無害

公害防止用設備の概要①

<外付け型>



(外付け型設置例(東京都港区)、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会より写真提供)

公害防止用設備の概要③

<フッ素溶剤型>

製造メーカー	価格
国内ドライ機製造メーカー	985万円
	1,560万円

※以下、国内ドライ機製造メーカー製品パンフレットによる

お客様の、心をつかむクリーニング

ソルカンドライ

- 人と衣類、環境にもやさしい安全で安心なドライクリーニング
- 新調感が甦る洗いと風合い
- 溶剤回収率99%で低ランニングコスト※
- エネルギーコストを大幅削減
- レイアウト自由なセパレートタイプ

※使用条件などにより変動いたします。

ソルカンなら
安全・安心・環境に優しい

第一種住居地域でも設置可能！



公害防止用設備の概要②

<内蔵型>

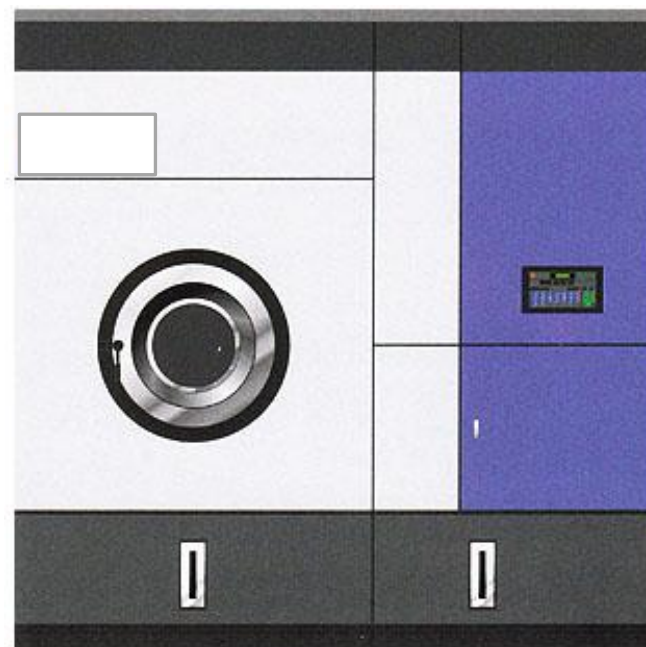
製造メーカー	価格
国内ドライ機製造メーカー	1,472万円
	1,563万円

※以下、国内ドライ機製造メーカー製品パンフレットによる

5 シリーズ

- 公害防止機構フル装備のパークナイアガラ
- 毎回全量蒸留と新液すすぎで、高い洗いの品質
- デリケートな衣類も安心な、低温洗浄

型式			
標準負荷量(JIMS)		20kg/回	30kg/回
定格電力(3相200V)		11kw	11kw
機械寸法	幅	2,675mm	2,790mm
	奥行	1,850mm	2,065mm
	高さ	2,410mm	2,600mm



3

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し（固定資産税）

要望内容

ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっていると言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。

税制改正要望の概要

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊（平成22年度）
国内における観光旅行消費額 30兆円（平成22年度）

ホテル・旅館の適正な事業活動が確保されることで、観光立国の推進にも寄与

ホテル・旅館の施設数

58,654施設
（平成22年3月31日現在）



【内訳】

ホテル営業：9,688
旅館営業：48,966

固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

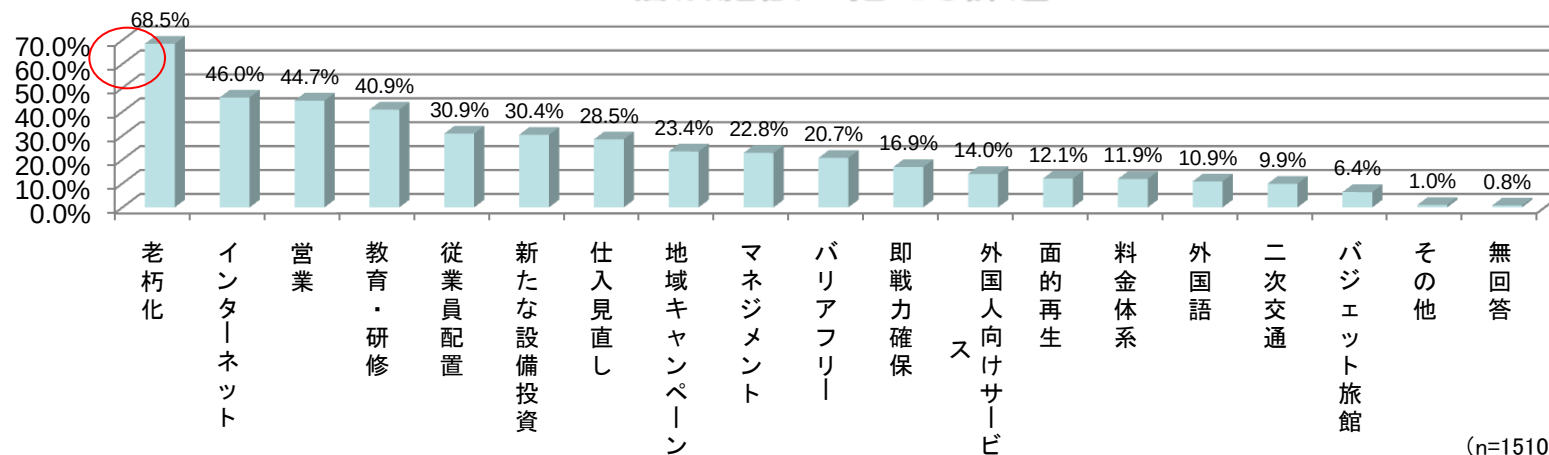
ホテル（非木造）

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	28年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20年

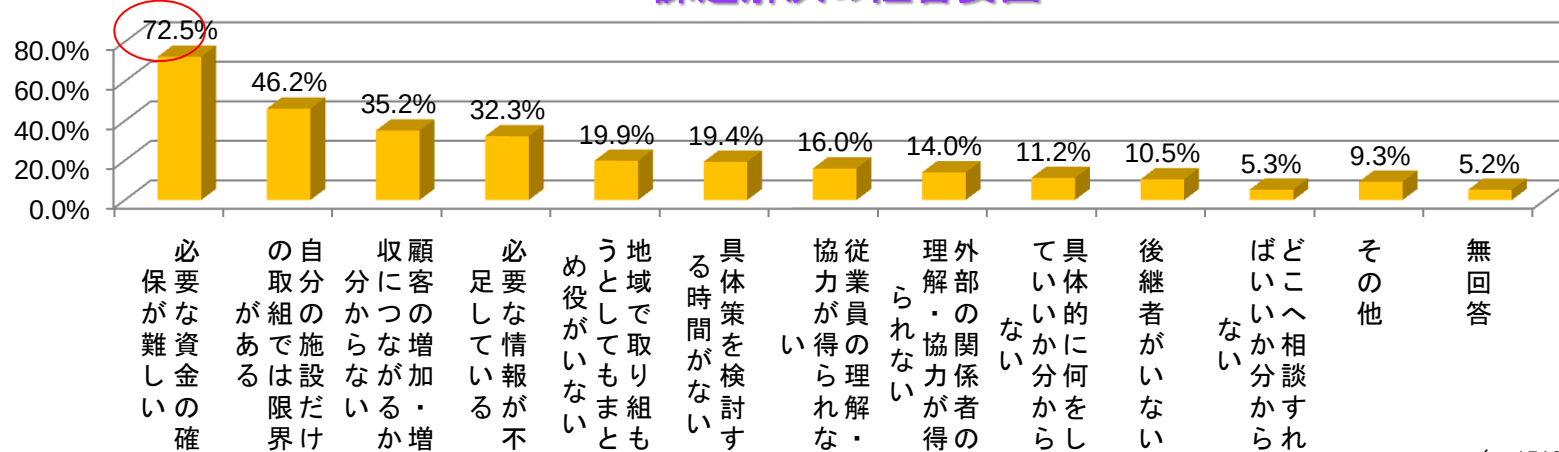
宿泊施設が抱える課題と課題解決の阻害要因

- 宿泊施設においては、「施設の老朽化による改装・修理」が68.5%と最大の課題。
- 宿泊施設が抱える課題解決の阻害要因としては、「必要な資金の確保が難しい」が72.5%と最も多い。

宿泊施設が抱える課題

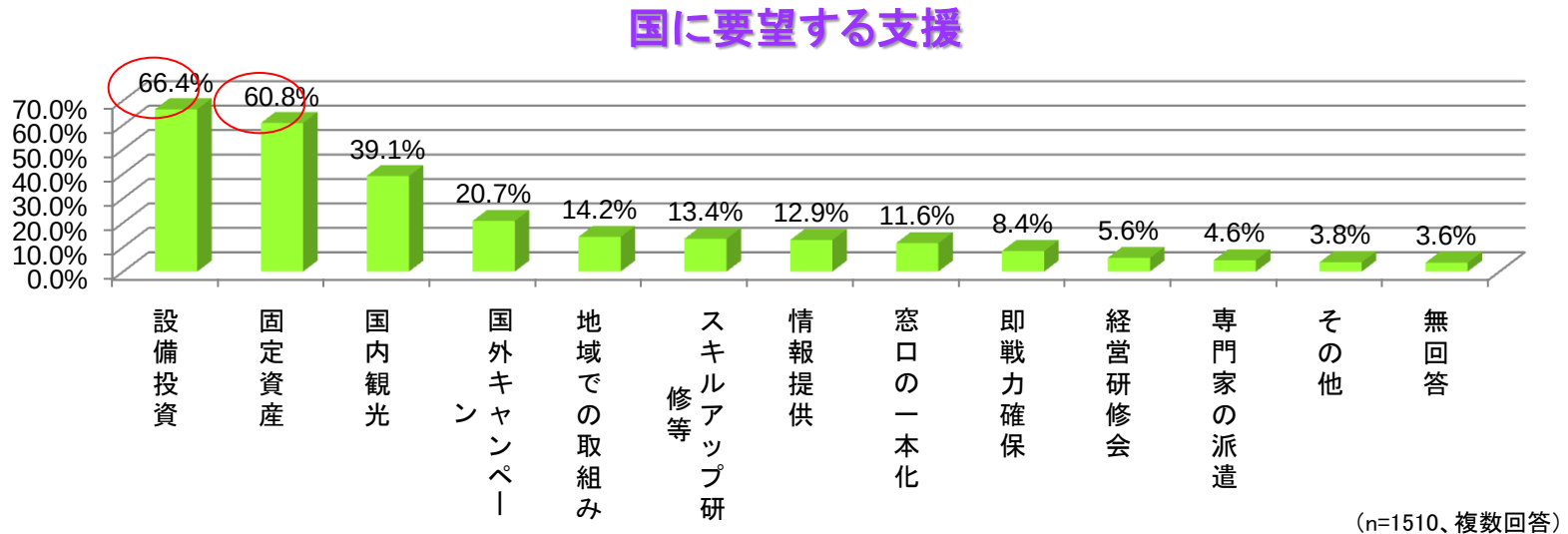


課題解決の阻害要因



宿泊施設が国に要望する支援

- 大半の宿泊施設が、「設備投資等に対する補助・融資・税制特例等による支援」や「固定資産に対する税制上の優遇措置(税率の軽減等)による支援」を国に要望。



設備投資	: 設備投資等に対する補助・融資・税制特例等による支援
固定資産	: 固定資産に対する税制上の優遇措置(税率の軽減等)による支援
国内観光	: 国内観光の需要喚起に向けたキャンペーン・広報の実施
国外キャンペーン	: 外国人客の誘客に向けた国外でのキャンペーン・広報の強化
地域での取組み	: 実証実験等による地域での取組みの立ち上げの支援
スキルアップ研修等	: 従業員のスキルアップのための研修等の実施
情報提供	: 各種支援制度や先進的な取組みの情報提供
窓口の一本化	: 各種支援制度等の相談・申請窓口の一本化
即戦力育成	: 即戦力となる人材の育成
経営研修会	: 経営に関する研修会の実施
専門家の派遣	: マネジメントの専門家の派遣

固定資産税の経過年数と国税の減価償却における耐用年数の比較

固定資産税の経年減点補正率表 の建物の別（非木造）	構造	経過年数 ①	国税の減価償却資産耐用年数表の 建物の別 その1	耐用年数 ②	経過年数と耐用年 数の差 ①－②	国税の減価償却資産耐用年数表の 建物の別 その2	耐用年数 ②'	経過年数と耐用年 数の差 ①－②'
4. 百貨店、ホテル、劇場及び娯楽場用 建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50	旅館又はホテル用のもの	39(31※1)	11(19※1)	劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏 場用のもの	41(34※2)	9(16※2)
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45		36	9		38	7
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35		29	6		31	4
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	28		24	4		25	3
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20		17	3		19	1
1. 事務所、銀行用建物及び2～7以外の 建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	65	事務所用のもの	50	15			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	50		41	9			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	45		38	7			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	34		30	4			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	24		22	2			
2. 住宅、アパート用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	60	住宅用のもの	47	13			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45		38	7			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	40		34	6			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	30		27	3			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20		19	1			
3. 店舗及び病院用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50	店舗用のもの	39	11	病院用のもの	39	11
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45		38	7		36	9
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	40		34	6		29	11
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	30		27	3		24	6
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20		19	1		17	3
5. 市場用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	45	魚市場用のもの	38	7			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	35		34	1			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35		31	4			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	28		25	3			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	20		19	1			
6. 公衆浴場用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	35	公衆浴場用のもの	31	4			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	34		30	4			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	30		27	3			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	21		19	2			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	16		15	1			
7. 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物 (1)一般用のもの(2)及び(3)以外のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	45	工場用のもの その他のもの その他のもの	31	14			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	40		30	10			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	35		26	9			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	26		24	2			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	18		17	1			
7. 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物 (2)塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体 又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷凍倉庫用の もの及び放射性同意元素の放射線を直接うつけるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	26	工場用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体 又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷凍倉庫用のもの (倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同意元素の 放射線を直接うつけるもの	24	2			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	24		22	2			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	22		20	2			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	16		15	1			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	13		12	1			
7. 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物 (3)塩、ナトリウムその他の著しい腐食性を有する固体を常時貯蔵 するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	35	工場用のもの 塩、ナトリウムその他の著しい腐食性を有する固体を常時貯蔵 するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31	4			
	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	30		28	2			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	28		25	3			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	20		19	1			
	鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	15		14	1			

※1 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの

※2 倉庫用として、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの

評価の見直しのイメージ

経年減点
補正率

